

都城市山田体育館、都城市山田木之川内体育センター、都城市山田農業者トレーニングセンター

区		分		単 位	金 額	
競技場	ミニバレーコート(1面当たり)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	50円
				大人	〃	100円
		アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃	160円
				大人	〃	320円
	バレーコート(1面当たり)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	〃	100円
				大人	〃	210円
		アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃	320円
				大人	〃	640円
			入場料を徴収しない場合	〃	1,720円	
			入場料を徴収する場合	〃	5,180円	
照明設備(1団体当たり)					〃	210円
会議室(都城市山田体育館を除く。)					〃	430円

7 山田運動公園の運動施設を利用する場合

(1) 野球場

区 分		単 位	金 額
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間 210 円
		大人	〃 430 円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃 640 円
		大人	〃 1,290 円
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合	〃	4,320 円
	入場料を徴収する場合	〃	8,640 円
照明設備		〃	3,240 円

(2) 庭球場

区 分		単 位	金 額
人工芝コート (1 面当たり)	高校生以下	1 時間	210 円
	大人	〃	430 円
照明設備 (1 面当たり)		〃	430 円

(3) 柔剣道場

区 分		単 位	金 額
団体利用の場合	高校生以下	1 時間	210 円
	大人	〃	430 円
個人利用の場合 (照明設備使用料を含む。)	中学生以下	〃	20 円
	高校生	〃	50 円
	大人	〃	100 円
照明設備 (1 団体当たり)		〃	210 円

備考 上表の金額は、柔道場 1 面当たりの金額 (照明設備使用料を除く。) とする。

(4) 弓道場

区 分		単 位	金 額
団体利用の場合	高校生以下	1 時間	210 円
	大人	〃	430 円
個人利用の場合 (照明設備使用料を含む。)	中学生以下	〃	20 円
	高校生	〃	50 円
	大人	〃	100 円
照明設備 (1 団体当たり)		〃	100 円

(5) 陸上競技場、多目的広場

区		分	単 位	金 額
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	100 円
		大人	〃	210 円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃	320 円
		大人	〃	640 円
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		〃	1,720 円
	入場料を徴収する場合		〃	5,180 円

(1) 市民広場、山田第2運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

区		分	単 位	金 額
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	100円
		大人	〃	210円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃	320円
		大人	〃	640円
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		〃	1,720円
	入場料を徴収する場合		〃	5,180円
照明設備	中郷市民広場	全灯	最初の1時間まで	3,240円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,620円
		減灯	最初の1時間まで	2,160円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,080円
	その他の市民広場	最初の1時間まで		2,160円
		最初の1時間を超え30分ごとに		1,080円

備考

1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分に以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する。

2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。